

○ SGEC 認証制度の管理・運営 4 原則

SGEC 認証制度の管理・運営に当たっては、以下の 4 原則を尊重し、森林の生物多様性、生産性、再生能力、活力及び生態学的、経済的、社会的な機能を現在及び将来にわたって果たす潜在能力を維持できる持続可能な森林管理の実現を基本に、関係団体及び関心を有するすべての団体の参加の下に、透明性が確保され、かつ十分な協議がなされなければならない。

特に、認証規格の策定及び改正に当たっては、SGEC 文書2「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」第2章の規定に基づき「公平、公正及び公開」を旨とした適切な手順の下で、実施されなければならない。

(1) 持続可能な森林の経営

- ① モントリオール・プロセスを基本として自然的、社会的立地に即した持続可能な森林経営の実現、並びに
- ② 生物多様性及び環境の保全への貢献と経済合理性及び社会的利益を実現する森林管理の推進。
- ③ 認証森林からの安定的、継続的な木材・木製品及び非木製品の供給。

(2) 認証制度の信頼性

- ① 独立性、透明性を確保するための認証規格の制定・運営に関する手順、及び
- ② 森林所有者、林業・木材産業関係者、地元住民並びに環境や社会問題に関心を抱く組織等幅広いステークホルダー(利害関係者)の団体が参画出来る仕組みの採用。
- ③ 利害関係者から独立した第3者機関(認証機関)による認証の実施

(3) 認証制度の説明責任

- ① 独立した第3者機関(認証機関)による定期的な審査により、認証森林からの木材生産から最終木材・木製品の製造・販売に至るまで一貫した分別管理のもとで、認証木材・木製品等の生産及びそのトレサビリティについて 市民・消費者に対する証明責務の履行

(4) 認証制度の適応性

- ① 小規模森林所有者・管理者、小規模製材工場から大規模森林所有者・管理者、大規模製造(製材、合板、集成材、製紙等)・販売企業、及び国公有林を含む多様な事業体の積極的な参画を促進する仕組み、及び
- ② 森林タイプ、森林文化遺産、森林の所有構造や経営目的など多様な森林を認証対象として包含することを可能とする仕組みの保持。